（農林中央金庫法施行令の一部改正）

第五条　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項に次の一号を加える。

五　農林中央金庫の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。次条第一項第四号において「再編強化法」という。）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合並びに当該農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合の子法人等及び関連法人等（前各号に掲げる者を除く。）

第八条の二第一項に次の一号を加える。

四　農林中央金庫の再編強化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合

第八条の二第二項第四号中「及び前三号」を「並びに第一号及び前二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　前項第四号に掲げる者

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正）

第六条　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「農業協同組合等」の下に「に対する金融庁長官検査・是正命令等権限」を加える。

（金融庁組織令の一部改正）

第七条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号イ中「行う者並びに」を「行う者、」に改め、「相手方」の下に「並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理（次条第一項第一号ヘ、第十一条第一項第八号及び第十九条第一項第六号ニにおいて「再編強化法代理業務」という。）を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合」を加える。

第五条第一項第一号ヘ中「行う者並びに」を「行う者、」に改め、「相手方」の下に「並びに再編強化法代理業務を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合」を加える。

第十一条第一項第八号中「農林中央金庫代理業」の下に「並びに再編強化法代理業務」を加える。

第十九条第一項第六号ニ中「行う者並びに」を「行う者、」に改め、「相手方」の下に「並びに再編強化法代理業務を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二条　この政令の施行前に金融庁長官が法律の規定によりした処分その他の行為（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に委任された権限に係るものに限る。以下この項において「処分等」という。）は、財務局長等がした処分等とみなし、この政令の施行前に法律の規定により金融庁長官に対してした申請その他の行為（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により財務局長等に委任された権限に係るものに限る。以下この項において「申請等」という。）は、財務局長等に対してした申請等とみなす。

2　この政令の施行前に法律の規定により金融庁長官に対し届出その他の手続をしなければならない事項（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により財務局長等に委任された権限に係るものに限る。）で、この政令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法律の規定により財務局長等に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　森山　**裕**

水道法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百二号

水道法施行令の一部を改正する政令

内閣は、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四十六条第一項及び第五十条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「この条」の下に「及び次条第一項」を、「ものを除く」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「第十条第二項」を「法第十条第二項」に、「、第三十九条第一項並びに」を「並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務並びに水道事業に関する法」に改め、同条第二項中「第三十条第二項」を「法第三十条第二項」に、「、第三十条第一項」を「並びに第三十条第一項」に、「第三十一条」を「法第三十一条」に、「第十一条」を「法第十一条」に、「、第三十五条」を「並びに法第三十五条」に改め、同条第四項ただし書中「又は水道用水供給事業者に係る次条の規定による管轄都道府県知事」を「が経営する水道事業の給水区域又は当該水道用水供給事業者が経営する水道用水供給事業から用水の供給を受ける水道事業の給水区域をその区域に含む都道府県」に改め、同項第一号及び第三号中「を超えない」を「以下である」に改め、同条第六項中「ことをする事務」を「ものとされる事務」に、「ことをする。」を「ものとする。」に改める。

第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（指定都道府県の処理する事務）

第十五条　次に掲げる厚生労働大臣の権限に属する事務は、指定都道府県（水道事業又は水道用水供給事業に係る公衆衛生の向上と生活環境の改善に関し特に専門的な知識を必要とする事務が適切に実施されるものとして厚生労働大臣が指定する都道府県をいう。以下この条において同じ。）の知事が行うものとする。

一　特定水源水道事業であつて、給水人口が五万人を超えるもの（特定給水区域水道事業（給水区域の全部が当該指定都道府県の区域に含まれる水道事業をいう。以下この項において同じ。）であるものに限り、特定河川（河川法第六条第一項に規定する河川区域の全部が当該指定都道府県の区域に含まれる河川をいう。以下この項において同じ。）以外の河川の流水を水源とするもの及び当該指定都道府県が経営するものを除く。）に関する法第六条第一項、第九条第一項（法第十条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項及び第三項、第十一条、第十三条第一項、第十四条第五項及び第六項、第二十四条の三第二項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務（法第十条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務については、前条第三項に規定する水道事業に係るものを除く。）

二　特定水源水道事業であつて、給水人口が五万人を超えるもの（特定給水区域水道事業であるものに限り、特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。）に関する法第四十二条第一項及び第三項（当該指定都道府県が当事者である場合を除く。）の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務